

## 新型コロナウイルス（カナダ政府によるオミクロン株への対処措置）

2021年11月30日、カナダ公衆衛生庁は、オミクロン株に対処するために以下の追加的措置を講じる旨発表しています。概要は以下のとおりです。

公衆衛生庁のウェブサイトで発表全文がご覧いただけますので、あわせてご確認ください。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/government-of-canada-introduces-additional-measures-to-address-covid-19-omicron-variant-of-concern.html>

### 1 カナダ入国禁止の対象国拡大

#### (1) 外国人の場合

12月1日以降、過去14日以内に以下の国々に滞在したことのある外国人は、カナダへの入国が許可されません。

- ・ ボツワナ
- ・ エジプト
- ・ エスワティニ
- ・ レソト
- ・ マラウイ
- ・ モザンビーク
- ・ ナミビア
- ・ ナイジェリア
- ・ 南アフリカ
- ・ ジンバブエ

#### (2) カナダ国民、カナダ永住権保持者等の場合

ワクチン接種の有無や、過去に新型コロナウイルスの陽性反応が出たことがあるかどうかにかかわらず、過去14日以内に上記10か国のいずれかに滞在していた場合、入国前及び到着時の検査、スクリーニング及び隔離措置が強化されます。

## 2 到着時の新型コロナウイルス検査

(1) 近日中に、米国以外の国から航空機でカナダに到着する旅行者は、ワクチン接種を完了していても、到着時の新型コロナウイルス検査の対象となります。ワクチン接種を完了している旅行者は、到着時の検査結果を待つ間、隔離が求められます。

(2) カナダへ入国する権利を有しているものの、ワクチン接種を完了していない旅行者は、引き続き到着時と 8 日目に新型コロナウイルス検査を受けることになり、14 日間の隔離が必要です。

ただし、航空機で到着する場合は、到着時の検査結果を待つ間、指定の隔離施設またはその他の適切な場所で待機することが求められます。

### 【カナダ公衆衛生庁ウェブサイト】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/government-of-canada-introduces-additional-measures-to-address-covid-19-omicron-variant-of-concern.html>

### 【カナダ連邦政府のお問い合わせ先電話番号（COVID-19 information line）】

1-833-784-4397

在モンリオール日本国総領事館 領事班

Tel : 1-514-866-3429

メール : [consul@mt.mofa.go.jp](mailto:consul@mt.mofa.go.jp)

当館 HP: <https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp>

当館 Facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsMontreal>

当館 Twitter: [@JaponMontreal](https://twitter.com/JaponMontreal) <https://twitter.com/JaponMontreal>